

史料紹介

高田利貞「奄美群島ノ戦後処理ニ就テ」

原 口 邦 紘

序

一九四五年六月二十一日沖縄本島陥落により、南西諸島は米軍の支配下に置かれることとなった。奄美群島(鹿児島県)では戦闘は行われなかったため、米軍の沖縄占領は直ちに奄美群島の占領を意味するものではなかった。奄美群島は、同年九月二日の東京湾での米戦艦ミズーリ号上における日本の降伏文書調印から五日後の九月七日、沖縄県旧越來村森根の米第十軍司令部(沖縄市の前身、現嘉手納基地内)で行われた南西諸島の降伏文書調印¹⁾によって、米軍の支配下に入った。

本稿で紹介する「奄美群島ノ戦後処理ニ就テ」²⁾は、奄美群島の戦後処理に奄美守備隊長として携わった元陸軍中将高田利貞の手記である(以下、手記)。一九四五年八月から十二月の間の、奄美群島守備隊の武装解除から本土引揚(復員)に至るまでの米軍との折衝の概要と米軍の宣撫、取締状況等が記載されている。³⁾手記で注目されるのは、米軍の諸指令に奄美群島がNorthern Ryukyu(北部琉球)と記されていることに抗議し、奄美群島が鹿児島県に属し「琉球」(沖縄県)の一部ではないことを米側に理解させようと努力した経緯が縷述されて

いることである。

現在、外交史料館で編纂を進めている奄美群島返還日米交渉⁴⁾との直接の関係はないものの、手記は、奄美群島が米軍の軍政下に置かれる前後の状況を当事者が著した資料であること、また、奄美の「帰属問題」を、終戦処理の極めて早い時点で明確に米側に主張した、奄美群島返還運動の歴史を示す希少な史料として位置づけられること、また、奄美の終戦に関する通説、誤解を修正する史料でもあり紹介することとした。

手記は、外務省記録A.6.11.3-1「南西諸島帰属問題 奄美群島」全二巻中の第一巻の冒頭に編綴されている。タイプ印刷全三十四枚でB4三十一枚とB5版三枚からなる。序に「復員後上司へ報告セシモノヲ一部関係者へ申シタルトコロ筆記セルモノヲ要求セラル、敢テ印刷シ、更メテ微衷ヲ披瀝シ万世ニ亘ル太平ノ礎ニ貢献セントス一資料トナラバ幸甚ナリ(昭和二十一年二月上旬)」と執筆の動機が記されており、奄美群島の行政権が正式に日本から分離された一九四六年二月二日のいわゆる「二・二宣言」⁵⁾前後に、作成(印刷)されている。

本手記は、一九四六年三月、第一復員省(旧陸軍省)から外務省へ、奄美群島の「帰属等二関スル重要資料」として保管方を照会してきた三文書の別冊として送付されたものである。⁽⁶⁾ 本稿では、以下、手記の中で奄美の管轄問題に関連する部分(主として武装解除から復員)について、若干の説明を加えておきたい。なお高田は後年『運命の島々 奄美と沖縄』を著しているが、⁽⁷⁾ その中で、奄美の一部を手記から引用敷衍しているので、適宜紹介したい。

一、アルザス・ロレーヌ問題と「北部琉球」問題

米軍との終戦処理の折衝において、高田が自分の行動、姿勢として手記の中で特に強調している問題は二つある。第一に、奄美群島を第二のアルザス・ロレーヌにしないようにと米軍司令官に訴えたこと、第二に、奄美群島を「北部琉球」と呼称する米軍に抗議して、指令の「北部琉球」を「奄美群島」に書き改めさせたり、受領を拒んだような断固とした姿勢(態度)についてである。このことは高田の「北部琉球問答」と呼ばれ、奄美返還運動当時から関係者の中で知られていたが、話題にされる時、誤解され拡大解釈されてきたきらいがある。本稿で修正しておきたい。(後述)

まず、高田は米軍への最初の接触の機会をとらえて、米国第十軍司令官ステイルウェル大將宛に、奄美群島陸軍最高司令官陸軍少将高田利貞名の書翰を送り、Amami Gunto problem not to make these islands "the second Alsace-Lorraine" (「奄美群島ヲ第二ノ「アルザス・

ロウレン」タラシメヌヤウ)と司令官の甚大な尽力を願った。すなわち、「戦後決定セラルベキ国境ノ適正ハ万世ニ亘ル太平ノ礎ヲ固クスル為絶対必要」と信じるが故に、奄美群島を日米間の紛争の地にしてはならない、と理解を求めている。⁽⁸⁾ 書翰発出の経緯については、手記の「一、米第十軍司令官「スチルウェル」大將ニ送リタル第一書信」に所載(【史料】第二、一)。

次に、「北部琉球」問題、すなわち、奄美群島は鹿児島県の一部であつて「北部琉球」ではないと主張(抗議)した事例は、手記の「二、奄美群島ハ鹿児島県ニシテ琉球ノ一部ニアラザルヲ米軍ニ理解セシメタル経緯ノ概要」に六事例が記述されている(【史料】第二、二)。まず、九月二十一日、米第十軍カンドン大佐による武装解除の指令交付をめぐる折衝である。指令に「北部琉球ノ兵器ヲ引渡スベシ」と記されていたのに抗議して高田が「奄美群島ハ北部琉球ニ非ズ」として指令を拒んだのが発端で、米軍作製地図を根拠に「北部琉球」であると主張する同大佐と数時間に及ぶ議論応酬の末、交渉が行き詰まった時、第十軍司令部から「奄美群島並ビニトカラ群島所在ノ兵器」と訂正された電報が到来して漸く打開した事件である。この折衝は「北部琉球問答」として奄美復帰運動推進者の間では有名な逸話として知られることになった。しかし、事件はこれで終わらず、翌々日の二十三日の武装解除の実施時に再燃した。二十一日時点で未着部分の電文が二十二日に到来したが、それは northern Ryukyus となっていた。そのため、高田から抗議された指令実施者のエドワード大佐が northern Ryukyus

の部分で north of Okinawa to 30° north latitude (沖縄の北方北緯三十度) までの諸島、と手書き修正することで落着いた。

奄美守備隊の復員をめぐる際にも同じ問題が発生した。十一月七日、指令書中に「北部琉球ノ全日本国民」なる表現があったため指令書を復員実施責任者のロイストン中佐に返却している。さらに十二月瀬相(大島郡瀬戸内町)の日本海軍司令部で行われた復員輸送の完了証明書の署名式でも同じ問題が発生した。証明書に「北部琉球ノ日本軍」の復員完了と記載されていたため、高田は先に署名を終えていた奄美群島海軍司令官加藤少将にも注意喚起して差し戻させ、米軍と折衝し直して「大島郡」と訂正させている。その他にも、喜界島での武装解除中に、カンドン大佐が「内地ヨリ奄美群島ニ来住中ノ人員ヲ速カニ報告セヨ」と指令したのに対して、奄美も内地である、古仁屋でも内地人の本土帰還指令に対して、古仁屋も内地であると抗議している。

村山家國『奄美復帰史』(南海日日新聞社、昭和四十六年十二月刊)は、奄美復帰運動の全過程を、運動の当事者自身が詳細に論じた復帰運動史の代表的文献である。同書は九月二十一日の武装解除指令をめぐる折衝を、「降伏文書」の調印をめぐる折衝と誤解している⁽⁹⁾。また、その際に高田が「『ねがわくば奄美群島をして、第二のアルサスローレンたらしめることのないように』と希望を申し添え、米軍側も『その旨を米国に伝える』とうなずいたということとは、あとで余りにも有名な『米国に伝える』と記している。しかし管見では、高田がステイルウエル宛の書信で述べた以外に、このような発言をした事実を確認できない⁽¹⁰⁾。

それでは、以上のような高田の一貫した主張、抗議は、その後の軍政下の奄美の占領行政にどのように反映されたであろうか。高田は、「現地ニ於イテハ概ネ適切ニ処理シ、奄美群島ハ鹿児島県ニ属シ九州ノ一部ニシテ琉球トハ全然別個ナルコトヲ理解処理セシメタルモノト信ズ」と結論している⁽¹¹⁾。しかし、軍政下の「奄美群島」の英語標記は、相変わらず、the Northern Ryukyu すなわち「北部琉球」のままであった。一九四六年三月名瀬の大島支庁に設置された米軍政府の英語標記は United States Navy Government of the Northern Ryukyu Islands であった。日本語は「北部南西諸島米国海軍軍政本部」と表記された。すなわち「the Northern Ryukyu Islands」は「北部琉球諸島」ではなく「北部南西諸島」と翻訳された。以後和英両文で発表された布告指令の「Northern Ryukyu Islands」は全て「北部南西諸島」と表記されたのであった⁽¹²⁾。

二、南西諸島に関する降伏文書

ここで、南西諸島に関する降伏文書について取り上げておきたい。冒頭で指摘したように、高田は奄美群島日本陸軍司令官陸軍少将として、沖縄県田越来村森根(現嘉手納基地内)米第十軍司令部で九月七日に実施された降伏調印に臨んで署名したにもかかわらず、手記では、全く触れていない。本手記の大きな特徴(謎)である。手記中には、わずかに一カ所、ステイルウエルの後任の沖縄基地司令官ローソンについて「小官ナド調印ノ為沖縄ニ到リシトキハ大佐ニテ我等トノ直接

交渉二任ジ居リタリ」と言及しているのみである【史料】第四、八）。高田著『運命の島々 奄美と沖縄』にも、「まえがき」で「筆者は昭和二十年八月十五日敗戦日本の一守備隊司令官として冷厳なる事実の前に立たされた。米第十軍司令官を相手として降伏文書にもサインしなければならなくなった。」⁽¹⁴⁾と述べているものの、本文中には何等触れていない。

その理由について忖度すると、降伏文書(Surrender)は、無条件降伏地域を the islands in the Ryukyus すなわち琉球諸島(琉球列島)と表現して緯度経度を示しているが、この区域内に奄美群島も一括包含されている。このことに気づきながらなす術もなく降伏文書に署名せざるを得なかった高田にしてみれば、忸怩たる思いであつたろうし、敢えて手記では触れなかった(触れることが出来なかった)とも推定できよう。さらに、この経験が、降伏文書調印後に始まる奄美群島の武装解除に際して、奄美群島の米軍による「北部琉球」表記へ高田がこだわった一因になったとも考えられる。

三、奄美復帰運動への高田の関わり

高田は『運命の島々 奄美と沖縄』で一章を割いて「終戦後に於ける復帰運動」の経緯を概説しているが、「筆者は奄美守備の重任は終戦によって中断さるべきではないと決意し、復帰に尽力したのであったが追放の身となり、思うほど働けなかった。」と述べている。⁽¹⁵⁾ 追放前における幾つかの関わりを紹介している中で、外務省の勧めと幹旋

でGHQに赴き、マッカーサー総司令官への会見を試みたエピソード⁽¹⁶⁾が注目されるが、この事実は外務省記録では確認できなかった。

『奄美復帰史』は高田について一カ所触れている。「このころ(昭和二十七年十一月)、現地代表の宿舎高輪旅館に珍客があらわれた。元奄美群島最高司令官高田利貞陸軍少将である。同元少将は終戦処理の武装解除で米側の命令書「北部琉球」を否定、奄美群島と「北部琉球」の相違を米側に認めさせた歴史的な「問答」の主人公である。奄美に対する理解は深く、運動の方法論においても、沖縄との共闘もさることながら、今の段階では単独推進が望ましいとして陳情団を励ました。」と紹介している。⁽¹⁷⁾

結語

高田の抗議は米側の「北部琉球」表記を「奄美群島」に訂正させるまでには奏効しなかった。しかしながら、サンフランシスコ平和条約調印(一九五一年九月)以降、一段と激化する奄美復帰運動の大きなうねりの中で、終戦直後の武装解除の早い時点で、奄美の管轄について米軍に明確に主張した人物として、高田の行動は、復帰運動の中で心理的プラス要因として認識されていたと言える。

注

(1) 降伏文書については(注13)参照。

(2) 一八九〇年三月鹿児島市平之町生まれ。一九五七年十二月没、六十七才。

一九一三年陸士卒、陸軍少尉を皮切りに山東省青島守備隊(中尉)、第六師団副官として満州事変に出征、第二師団歩兵第四連隊長、特務機関長を経て中国より帰還、陸軍少将として、陸軍少年飛行兵学校長から一九四四年十二月、独立混成旅団長、奄美守備隊司令官(内地防衛軍の第二総軍、第十六方面軍)に補任、徳之島にあって奄美群島防衛に任じられた。弟の高田利種は海軍少将。

利貞は奄美と関係が深い。祖父の高田平次郎利鉄(明治維新後利平と改名)は薩摩藩の在番詰役(横目)として沖永良部在任(一八六二―一八六四年)、在島中、徳之島から沖永良部へ流罪となった西郷隆盛と交流があった。利鉄と現地妻との間に生まれた娘二人は利貞の伯母に当たる。また祖父利平は一八七七年西南戦争に利貞の父利英(十八才)を伴い従軍している(高田利貞『運命の島々 奄美と沖縄』、六二―六三頁)。

(3) 手記は、八月二十九日から九月五日までの米軍との折衝経緯について述べた後は、九月二十一日の武装解除の経緯に飛んでおり、この間に行われた沖縄での降伏文書調印については記述されていない。理由は不明である。

(4) 奄美群島は全島を挙げての復帰運動も功を奏し、一九五三年十二月二十四日調印された「奄美群島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」により行政権が返還され、本土に復帰した。『奄美群島返還経緯』(外務省アジア局第五課、一九五四年一月。外務省記録A.6.13.1-1「南西諸島帰属問題 奄美群島 日米返還協定関係 第六巻」所収)。

(5) 一九四六年一月二十九日、行政分離に関する総司令部覚書によって、北

緯三十度以南の南西諸島は完全に日本の政治行政の圏外に置かれることとなり、二月二日、米国軍政府から奄美群島の住民に宣言された。(前掲『奄美群島返還経緯』三―四頁)。

(6) 一九四六年三月二十日、第一復員省文書課長発外務大臣官房文書課長宛、一復第五九四号、件名「文書保管相成度件照会」。三文書は、①一九四五年九月五日付高田少将宛フランク少将返信、高田のステイルウエル司令官宛書信の受領通知。②武装解除の米軍代表エドワード大佐がNorthern Ryukyu+North of Okinawa to 30° north latitude と訂正署名したペン書の一九四五年九月二十二日付指令、③捕虜コリンズ少佐及びマツカート少尉が帰還に際して感謝を表明したメモ。いずれも手記中に所載。なお、本手記は防衛省防衛研究所にも所蔵されている(公開目録陸軍3①中央―終戦処理160)。

(7) 初版一九五六年三月、京都報国会発行、再版一九六五年八月、奄美社発行。なお本稿は再版本を利用した。

(8) アルザス・ローレンヌ問題とは、「行政権を奪い、占領状態を長く続け、民心を失うようなことをしてはいけない」(「あまみエフエムデー!ウエイブ」郷土の偉人、二〇一二年十二月二十一日)という解釈もあるが、高田は、自著の『運命の島々 奄美と沖縄』で、「同問題について「独仏不和の原因の一は実にアルザス・ローレンに在るのである。」(二五頁)と述べているので、平和な日米関係を築くためには奄美群島を、アルザス・ローレンのような紛争の地にしないようにしてほしい、という意味であろう。

(9) 村山家國『奄美復帰史』(三五―三六頁)の次の記述中の「降伏」は正し

くは「武装解除」の、「降伏文書」は「武装解除指令」の誤記である。

九月二十一日「沖縄から来航した米第十軍司令部のカンドン大佐一行は、奄美に於ける日本軍降伏の手続き要務をおびて平土野港天城村に上陸した。一行をむかえた高田少将は、直ちに公式手続きにいった。が、米側が提示した『降伏文書』(Northern Ryukyu「北部琉球」の呼称に……奄美群島は北部琉球ではなく)……「(中略)は九州鹿児島県に属する奄美群島である。この点をはっきりしていただくたい。」米軍がこれを拒んだところから高田少将も Northern Ryukyu「北部琉球」では署名できない、として有名な「北部琉球問答」となる。……奄美群島の降伏文書は北部琉球(Northern Ryukyu)から鹿児島県奄美群島(Amami Gunto Kagoshima Ken)と書き改められた。(囲みは筆者)

さらに、「北部琉球」は「Amami Gunto Kagoshima Ken」と訂正されたのではなく、正しくは「North of Okinawa to 30° north latitude」と訂正された。

また、ロバート・D・エルドリッジ『奄美返還と日米関係 戦後アメリカの奄美沖縄占領とアジア戦略』南方新社、二〇〇三年)一〇―一一頁も、『奄美復帰史』を全面的に引用して、武装解除を降伏文書調印式と誤記している。

一方、『名瀬市誌』下巻(一九七三年三月)は、降伏文書調印ではなく、高田著『奄美と沖縄』を引用して、奄美群島の武装解除としている(八三頁)。

(10) 降伏調印式(実際は武装解除折衝)の際にも、高田がアルザス・ロレーヌに言及したとすれば、手記にも前掲『運命の島々 奄美と沖縄』にも当然言及されていると思われるが、何等記述されていない。

然言及されていると思われるが、何等記述されていない。

(11) 手記「緒言」。また「附録第二、現地ノ米軍ハ奄美群島ヲ如何ニ認識シアリヤ」の部分で「現地米軍ハ奄美群島ガ沖縄県ト全ク別ニシテ鹿児島県ナリ九州ナリ、内地ナルコトヲ研究理解シアリ、彼等ハ米国製ノ地図ニ依リ奄美群島ハ琉球ノ一部(北部琉球)ナリ、ト信ジアリシモ現地ニ来レル者ハ自ラモ深く研究シ正シキ理解ヲ有スルニ至レリ」と述べている。

前掲『奄美復帰史』(五八―六一頁)。「奄美の『鹿児島県大島郡』の主張は、米軍にも一応了解されたはずであったが、いよいよ本番となつて奄美に乗り込んだきた米国軍政官はやはり『Northern Ryukyu(北部琉球)』で開庁したのである。」(五九頁)。

(12) 高田は奄美群島日本陸軍司令官陸軍少将として、先島群島司令官納見敏郎陸軍中将および奄美群島日本海軍司令官加藤雄海軍少将と共に三人で米国第十軍司令官スティルウェル大将对して降伏文書 Surrender に署名した。降伏文書の全文は次の通り(外交史料館所蔵)。

(13) 高田は奄美群島日本陸軍司令官陸軍少将として、先島群島司令官納見敏郎陸軍中将および奄美群島日本海軍司令官加藤雄海軍少将と共に三人で米国第十軍司令官スティルウェル大将对して降伏文書 Surrender に署名した。降伏文書の全文は次の通り(外交史料館所蔵)。

Headquarters Tenth Army

Surrender 7 September 1945

The undersigned Japanese Commanders, in conformity with the general surrender executed by the Imperial Japanese Government, at Yokohama, on 2 September 1945, hereby formally render unconditional

surrender of the islands in the Ryukyus within the following boundaries:

30° North 126° East, thence 24° North 122° East, thence

24° North 133° East, thence 29° North 131° East, thence

30° North 131° 30' East, thence to point of origin.

納見敏郎 (署名) Toshiro Nomi, Lieutenant General, Commander Japanese Forces, Sakishima Gunto

高田利貞 (署名) Toshisada Takada, Major General, Commander Japanese Army Forces, Amami Gunto

加藤唯雄 (署名) Tadao Kato, Rear Admiral, Commander Japanese Navy Forces, Amami Gunto

Accepted: Joseph W. Stilwell (署名)

J.W.Stilwell

General, United States Army, Commanding

他に、米国立公文書館所蔵の降伏調印文書写は、沖縄県公文書館所蔵。
(資料コード: 0000017549) 防衛省防衛研究所も原本所蔵、加藤少将が持ち帰った文書の由 (琉球新報 <http://ryukyushinpo.jp/news/storyid-247513.html>)。

降伏文書調印式の映像 [Japs[E,Japanese]Surrender to Gen. Stilwell at Okinawa] (米国立公文書館所蔵) は、沖縄県公文書館資料コード: 0000012569 (<http://www.archives.prf.okinawa.jp/publication/2012/09/post-80.html>)。

(14) 高田『運命の島々 奄美と沖縄』一五頁。

(15) 前掲同一三四頁。

(16) 高田は外務省でマッカーサー総司令官に面会陳情することを勧められ、外務省の尽力で面会することとなり総司令官部に出席したが、実際は、渉外部長マラソン大佐が面会し、高田は、ステイムソン司令官に宛てた書翰のことや、奄美群島は鹿児島県の大島郡であり、その歴史の概要を話したという。その他、原口初太郎元中將を通じての第八軍司令アイケルバーガー中將への陳情、元日米協会会長樺山愛輔を通じての米側への働きかけなどを試みたが朝鮮戦争の勃発で不可能に帰したと記述している (高田前掲同一二八—一三〇頁)。

(17) 村山『奄美復帰史』四三二頁。

【史料】

「凡例」原則として旧字は常用漢字に改めた。明らかな誤字は訂正し、誤字と断定しがたいものは（ママ）を、文字や文言などを推定した場合には（―カ）を付した。改行や句読点は原則として原文のままにした。参考までに可能な範囲で「注」を付した。

昭和二十一年二月十八日

奄美群島ノ戦後処理ニ就テ（目次ノ下欄ニ要旨ヲ記入ス）

元、奄美守備隊長 高田利貞^①

・ ・ ・ ・ ・ （以上、表紙）

天ハ正義ニ与シ 神ハ至誠ニ感ズ

序

復員後上司ヘ報告セシモノヲ一部関係者ヘ申シタルトコロ筆記セルモノヲ要求セラル

敢テ印刷シ更メテ微衷ヲ披瀝シ万世ニ亘ル太平ノ礎ニ貢献セントス一

資料トナラバ幸甚ナリ 尚御教示ヲ乞フ

昭和二十一年二月上旬 高田利貞

奄美群島ノ戦後処理ニ就テ

目次並ニ要旨^②

序

第一、緒言

第二、現地ニ於ケル折衝ノ概要

一、米第十軍司令官「スチルウエル」大将ニ送リタル第一書信

1 第一書信發送マデノ経緯

2 米第十軍司令官宛小官ノ第一書信

3 右ニ対スル返信

二、奄美群島ハ鹿児島県ニシテ琉球ノ一部ニアラザルヲ米軍ニ理解セシ

メタル経緯ノ概要

1 武装解除時ノ折衝

2 復員時ノ折衝

3 官民ノ努力

第三、奄美群島ニ於ケル米軍ノ宣撫並ニ取締リ状況

一、概説

二、宣撫ノ概要

三、船舶航行ノ取締リ

四、選挙除外問題^③

第四、其他

一、米國ハ何故ニ奄美群島ヲ外地トセシヤノ一考察

二、右ニ対スル吾人ノ態度ヲ如何ニスベキヤ

三、奄美群島ニ関スル吾人ノ先入感ヲ除去スルヲ要ス^④

四、米軍ノ一挙一動ニ神経過敏ニナル勿レ（小官ノ失敗セシ一例）

五、捕虜ヨリ感謝ノ手紙ヲ受ク

六、終戦後米機徳之島飛行場ヲ銃爆撃ス

七、米第十軍ノ解散

八、沖縄基地司令官

九、我が部下将校五十三名沖縄ニ招致セラレアリ

十、米軍ノ在奄美群島沖縄人ニ対スル取扱ノ一端

第五、結論

附録

附録第一、奄美群島ノ将来性

一、概説

二、経済事項

三、住民増加力

附録第二、現地ノ米軍ハ奄美群島ヲ如何ニ認識シアリヤ

一、現地米軍ハ奄美群島ガ沖縄県ト全ク別ニシテ鹿児島県ナリ九州ナ

リ内地ナルコトヲ理解シアリ

二、現地米軍ガ理解セリト認ムル具体的事項

附録第三、米軍ハ奄美群島ノ価値ヲ如何ニ判断シアリヤ

一、米軍ハ大島海峡及ビ徳之島飛行場ニ価値ヲ認メアルナラン

二、大島海峡ニ就テ

三、徳之島飛行場ニ就テ

四、颱風ニ就テ

五、其他

附图

米陸海軍管轄区域及指揮系統図

奄美群島ノ戦後処理ニ就テ

第一、緒言

奄美群島ヲ防衛スベキ奄美守備隊長ノ任務ハ戦時、戦後ヲ論ゼズトノ決心ヲ以テ戦後処理ニ邁進セリ

幸ニ我陸海軍ノ密接ナル協同、軍官民ノ一致協力及米軍ノ正シキ理解ニ依リ現地ニ於テハ概ネ適切ニ処理シ奄美群島ハ鹿児島県ニ属シ九州ノ一部ニシテ琉球トハ全然別個ナルコトヲ理解処理セシメタルモノト信ズ

然レドモ帰属ノ決定ハ将来ニ残サレタル問題ナリ 当事者ノ絶大ナル努力ニ依リ有終ノ美ヲ發揮シ米國ノ正義及雅量ト相俟チテ国境或ハ信託統治範圍ヲ正シク決定シ万世ニ亘ル太平ノ礎ヲ固成セラレムコトヲ祈念シテ已マズ

第二、現地ニ於ケル折衝ノ概要

一、米第十軍司令官「スチルウエル」大將ニ送リタル第一書信

1 第一書信發送マデノ経緯

(イ) 八月二十九日米第十軍司令官「ジョセフ・W・スチルウエル」

ヨリ奄美群島最高司令官ニ宛テ左記要旨ノ来電アリ (此ノ前⁽⁴⁾ニ無電ニ関スル指令⁽⁵⁾ノ通信筒ヲ受ク)

記

「左記ノ奄美地区全日本軍降伏調訂^{(印カ)(6)}ノ為使節ヲ即刻飛行機ニ依

リ沖繩第十軍司令部ニ送ル準備ヲサレ度シ

30N—128E, 27N—128E, 27N—131E, 30N—131E,

尚準備スベキ情報其ノ他ヲ要求セリ

(ロ) 之ニ対シ小官ハ左ノ返電ヲ發セリ

「予ハ九州方面最高指揮官陸軍中將横山勇ノ指揮ヲ受ケアルヲ以テ独断処置スルヲ得ズ故ニ直チニ其ノ方ニ照会シ返事スベシ又奄美大島等ノ海軍部隊ハ予ノ指揮下ニアザルヲ以テ連絡ヲ為シ準備スベシ

尚我方ニハ飛行機一機モナシ、船モ大発動艇以外ニナシ」

(ハ) 右返電ト同時ニ第十六方面軍司令官宛右要旨ヲ電報シ指示ヲ仰グト共ニ代表者ハ方面軍ヨリ派遣セラレ度ク意見具申セリ

(ニ) 海軍指揮官⁽⁷⁾モ之ト同時ニ佐世保鎮守府司令長官宛同要旨ノ電報ヲ發セリ

(ホ) 八月三十一日米第十軍司令官ヨリ左ノ要旨ノ電報ヲ受領ス

「九月三日降伏ニ関スル指示ヲ受クベク沖繩ニ代表ヲ送レ」

(ヘ) 右ニ関シ九月二日左ノ返電ヲ發ス

1. 九州方面最高指揮官ヨリ未ダ命令ヲ受領セズ(通信円滑ナラス)

2. 明三日貴飛行機到着迄命令ヲ受領セザル時ハ小官ハ副官及当番兵一名ヲ伴ヒ貴地ニ到リ陸海軍幕僚ヲシテ九州方面指揮官ノ命令ヲ受領追求セシメントス
但シ予ノ出發前命令到着セル場合ハ命令ニ依リ行動ス

(ト) 小官ハ之ト同時ニ第十六方面軍司令官宛左ノ電報ヲ發ス

1. 明三日沖繩ヨリ飛行機到着ノ筈

2. 飛行機到着迄ニ貴命令ヲ受領セザル場合ハ旅団高級部員及海軍參謀ヲ德之島ニ殘シテ命令ヲ受領セシメ小官自ラ副官ヲ伴ヒ沖繩ニ到ラントス認可アリ度

3. 小官沖繩到着後モ幕僚到着迄ハ交渉セズ少クモ調印ヲ差控ヘ置ク心算

全般ノ状況ニ依リテハ独断善処スルコトアルベシ

但 大御心ヲ心トシ至誠一貫大道ヲ闊歩シ小細工ヲ避ケ稜威ヲ發揚センコトヲ期ス

(チ) 九月三日米第十軍司令官ヨリ左ノ來電アリ

九月三日貴官ノ沖繩へ來ルコトハ望マズ

貴官ヘノ指令ヲ受領スベク代表ヲ送ラレ度シ

2 米第十軍司令官宛小官ノ第一書信

小官ノ沖繩行ハ謝絶セラレタルヲ以テ書信ニテ胸中ヲ披瀝スルニ決ス 其ノ目的トスル処ハ奄美群島防衛ノ任務ヲ達成スルト共ニ万世ニ亘ル太平ノ礎ヲ固クシ承諾必謹ノ実ヲ挙ゲントスルニ在リ蓋シ戦後決定セラルベキ国境ノ適正ハ万世ニ亘ル太平ノ礎ヲ固クスル為絶対必要ト信ジタレバナリ

「スチルウエル」大將宛第一信

拝啓

閣下ノ令名ハ予テヨリヨク承ツテキマシタノデ通信第一号ノ御署名ヲ拝見致シマシタ時非常ナ親ミラ感ジマシタ

次デ代表者ヲ送ルコトニナリマシタトキ私自身參ル決心ヲ致シタノデアリマス

自ラ參ル決心ヲ致シマシタニ就キマシテハ幾ツカノ動機ガアリマスガ其ノ一ハ閣下ノ偉大ナル御力ニ依リマシテ平和ノ礎ヲ堅クシ度イ御願ヒガアツタカラデアリマス

即チ奄美群島ヲ第二ノ「アルサス・ロウレン」タラシメヌヤウニ閣下ノ甚大ナル御尽力ヲ御願ヒ致シ度イト思ツタカラデアリマス⁽⁸⁾私ガ拝眉ノ光榮ヲ得マセヌノデ失礼ナガラ代表者ニ手紙ヲ託シマス ヨロシク御願ヒ致シマス

乍末筆閣下ノ御健康ト御幸福トヲ祈リマス

敬白

昭和二十年九月三日

奄美群島陸軍最高指揮官

陸軍少将 高田利貞

米国第十軍司令官

大将ジヨセフ・W・スチルウエル閣下

Joseph W. Stilwell

General U.S. Army Commanding Okinawa 3, September 1945.

Your Excellency

I have had the honour to hear your famous name from before.

So I felt great friendliness to you at the sight of your signature in your message No. 1 to me. When you demanded to dispatch a representative, I made up my mind to visit you myself. My determination to call on you myself is due to several motives, one of which is my sincere wish of strengthening the basis of peace between the two nations by your very great effort. Namely I long for your lending us your powerful influence over Amami Gunto problem not to make these islands "the second Alsace-Lorraine." I entrust this letter with my representative, not having the honour of meeting you. I hope you your sincerity to give us your hearty helping. I pray your health and happiness.

Yours respectfully

Toshisada Takada

Major General Japanese Army Senior Commander Amami Gunto.

3 右ニ対スル返信(原文ハ保管ヲ外務省ニ委任ス)

一九四五年九月五日

奄美群島最高ノ指揮官 高田利貞ヘ

一、貴代理者ノ持チ来レル九月三日附第十軍司令官宛貴翰承認ス
二、貴方代理者ハ貴官宛ノ完全ナル諸指令ヲ携ヘ帰還ス⁽¹⁰⁾

「ステイルウエル」將軍ノ命ニ依リ

米軍参謀長 少将 フランク・D・メリル

5 September 1946^(1945?)

SUBJECT: Acknowledgement.

To : Toshisada Takada

Senior Japanese Commander Amami Gunto.

1. Your letter of 3 September addressed to the Commanding General, 10th Army, and delivered by your representatives is acknowledged.

2. Your representatives are returning with complete instructions for you.

BY COMMAND OF GENERAL STILLWELL:

FRANK D. MERRILL

Major General, USA

Chief of Staff.

二、奄美群島ハ鹿児島県ニシテ琉球ノ一部ニアザルヲ米軍ニ理解セシメタル経緯ノ概要

1 武装解除時ノ折衝

(イ) 武装解除ノ先発トシテ九月二十二日米第十軍「カンドン」大佐 徳之島ニ来リ「北部琉球ノ兵器ヲ引渡スベシ」トノ指令ヲ交付

セリ 小官ハ「北部琉球ハ予ノ管轄外ナルヲ以テ引渡スベキ一箇ノ兵器ナキ」旨ヲ答フ

「カンドン」「貴官ガ此地ニ有スル兵器ヲ引渡セバ可ナリ」

高田「此処ハ奄美群島ニシテ北部琉球ニアラス」

「カンドン」「奄美群島ハ北部琉球ナリ」

高田「何ニ依リテ斯ク言フヤ」

「カンドン」「米軍ノ地図ニ明ラカナリ」

高田「ソレハ米軍地図ノ誤ニシテ日本軍ニハ通用シ難シ、北部琉球ハ沖縄本島ノ北半部ナリ 奄美群島ハ九州ナリ希クハ第十軍司令官ニ電報シ北部琉球ヲ訂正セラレ度」

「カンドン」「予ハ電報セズ」

高田「然ラバ予ニ於テ電報スベシ」ト云ヒツ電文ヲ記シ始ム

「カンドン」「予起案スベシ」

高田「頼ム」

「カンドン」「之ニテ可ナリヤ」トテ案文ヲ渡セリ小官ハ之ヲ

通訳ニ渡ス

原田通訳⁽²⁾「北部琉球ノ兵器ヲ引渡スベシト指令セラレタルモ北部琉球ハ沖縄島ノ北半部ナルヲ以テ北部琉球ヲ奄美群島ト訂正セヨ」

高田「ヨシ、打電セヨ」トテ捺印ス

「カンドン」「待テ、貴官ハスチルウエル大将ニ命令スルヤ」

高田「命令スルニ非ズ指令ヲ受クルナリ」

「カンドン」「之ハ命令文ナリ」

高田「文責ハ貴官ニ在リ」

「カンドン」「打電ヲ待テ」

高田「予自ラ作為スベシ」

「カンドン」「貴官ノ打電ヲ禁ズ」

高田「然ラバ奄美群島ノ兵器ヲ北部琉球ノ兵器ト称シ引渡シテ可ナリヤト御裁下ヲ仰グベシ、御裁下アル迄兵器受領ヲ待タレ度シ」

「カンドン」「予ハ一個師団ノ兵力ヲ以テ強制受領スベシ」

高田「予ハ仮令銃殺セラルコトアルモ此地ノ兵器ヲ北部琉球ノ兵器トシテ引渡スベシトハ予ノ口ヨリ言フヲ得ズ」

彼我睨ミ合ヒテ緊張セル数分間続キシ時中溝高級部員「沖縄ヨリ電報ガ来マシタ」トテ電報及訳文ヲ渡セリ⁽¹²⁾

高田「見ヨ、スチルウエル大将ハ予ノ意中ヲヨク知レリ、奄美群島所在ノ兵器受領ト電報シ来レリ」

「カンドン」大佐手ヲ差出シテ電報ヲ受領シ一読シテ胸二十字ヲ切り両手ヲ左右ニ拡ゲ安心ノ態度ヲ示ス

小官亦天佑神助ナリト感ズ

斯クテ微笑シテ握手ヲナシ明日ヨリノ兵器授受ヲ円滑ニ行フベキヲ約シテ別ル

面会初メヨリ約三時間議論正二二時間半ナリ
電文及訳文左ノ如シ

21 September 1945

From Commanding General

Tenth United States Army

To Senior Commander

Japanese Army Amami Gunto

This is my message number 36

A task group of tenth army under command of Colonel Edwards will arrive by ship off Tokunoshima early morning 22 September, for landing at Hedono.

Colonel Edwards is authorized to issue orders in my name and will give further instructions on arrival.

Primary mission is receipt and disposition of arms in Amami Gunto and Tokara Gunto.

You will furnish competent senior staff officer acquainted with all army installation to accompany Colonel Edwards throughout islands of⁽¹³⁾

右訳文

奄美群島最高司令官殿

「エドワード」大佐指揮下ノ米第十軍機動群団⁽¹⁴⁾ハ平土野上陸ノ目的ヲ以テ九月二十二日早朝徳ノ島沖合ニ船舶ニヨリ到着ス。

「エドワード」大佐ハ予ノ名ニ於テ命令ヲ発スル權ヲ与ヘ
ラレ到着次第更ニ指令ヲ発スベシ。其主要任務ハ奄美群島
並ビニ「トカラ」群島所在ノ兵器ノ受領及ビ処理ナリ
貴官ハ全陸軍ノ据付施設物(陣地)ニ明ルキ充分資格ノア
ル高級幕僚ヲ差出シ(電文未着)ノ諸島ヲ通ジ「エドワ
ード」大佐ニ随行セシムベシ

九月二十一日 米第十軍司令官

(ロ) 翌九月二十二日「エドワード」大佐以下徳之島ニ到着シ⁽¹⁴⁾
速兵器授受ノ具体的交渉ヲ行ヒ翌二十三日九時ヨリ之ヲ実施ス
ベキヲ約シテ別ル

(ハ) 其夜前電ノ全文到着セリ

of 以下ハ northern Ryukyus トアル

(ニ) 二十三日九時徳之島平土野海岸ニ於テ「エドワード」大佐ト
面会シ先ヅ前夜ノ電文ヲ示シ

高田「『北部琉球』ニテハ兵器ヲ引渡し難キ予ノ意見ヲ承知シ
アリヤ」

「エドワード」「カンドン」大佐ヨリヨク承知シアリ」

高田「然ラバ軍司令官ニ電報シテ之ヲ訂正セラレ度シ」

「エドワード」「予ハ全權ヲ委任セラレアルヲ以テ電報ノ要ナシ」

高田「然ラバ貴官ハ「スチルウエル」大將ノ名ヲ以テ之ヲ訂正
セラレ度シ、予ハ兵器引渡しヲ渋ルニ非ズ、北部琉球ハ予ノ權

限外ナルヲ以テ本電ニテハ処置スルヲ得ザルナリ」

「エドワード」大佐稍々暫クシテ鉛筆ヲ執リ of northern
Ryukyus ヲ抹殺シ north of Okinawa to 30° north latitude ト記
シ(訳文、沖縄ノ北方北緯三十度迄ノ)

「エドワード」「之ニテ宜シキヤ」

高田「ヨロシ」

「エドワード」大佐ハ鉛筆ノ上ヲ「ペン」ニテ清書シ更ニ

For General Stilwell

E. B. Edward

Col. F. A.

Commanding Tenth Army Det.1

(訳文、「スチルウエル」大將ニ代リテ、第十軍第一機動集

団指揮官砲兵大佐 E・B・エドワード)

ト記シテ小官ニ手交セリ(原文ハ外務省ニ保管ヲ委任ス)

茲ニ於テ小官ハ為シ得ル限り兵器授受ヲ円満迅速ニ実施スベキ

ヲ約シ直チニ実行ニ移レリ

(ホ) 九月二十四日沖縄米軍司令部ヨリ飛行機来リ「エドワード」

大佐ハ之ニ搭乗沖縄ヘ到ル「エドワード」大佐夕刻帰来シ明朝

駆逐艦及 LST 一隻ヲ以テ奄美大島ニ先行スルヲ以テ高級部員

(兵器交付委員長)⁽¹⁵⁾等ヲ同行セシメラレ度ト申出ヅ

(ヘ) 小官ハ之ヲ許シ一行ハ二十五日早朝出發セリ

(ト) 高級部員ヨリノ報告ニ依レバ駆逐艦及 LST ハ大島海峡ニ入

ルニ先立ち停船シ「エドワード」大佐ハ端艇ニ移乗シ爾後「カンドン」大佐(先発トシテ来リ議論セシ者)「エドワード」大佐ノ業務ヲ代行セリ

「エドワード」大佐ハ恐ラク沖縄ニ帰ヘリシナラン、何ガ故ニ帰ヘリシカ明カナラザルモ前日独断ノ電文訂正ニ基因スルニ非ザルカ

(チ)「カンドン」大佐喜界島ノ兵器受領中中溝高級部員二次ノ指令ヲ与ヘ高級部員ハ直チニ之ヲ電報報告セリ

指令

「内地ヨリ奄美群島ニ来住中ノ人員ヲ速カニ報告セヨ」

小官ハ高級部員二次ノ通り返電シ「カンドン」大佐ニ通牒セシム

「奄美群島ハ内地ナリ九州ナリ鹿児島県ナリ 内地ヨリノ来住者ニテハ意味不明」同時ニ各島ノ部下ニ命ジ大島支庁管外ヨリノ来住内地人員ヲ報告セシム

翌日「内地人トハ大島支庁管外ヨリノ来住内地人ノ意ナリ」ト返電アリタルヲ以テ予メ処置セシ処ニ依リ直チニ電報ス

2 復員時ノ折衝

(イ)十一月七日沖縄基地司令部指揮官「ローソン」少将⁽¹⁶⁾代表トシテ「ロイストン」中佐徳之島ニ来リ

「貴隊ノ復員ヲ迅速且順調ニ実行スル為代表トシテ派遣セラレ

タリ」ト述ブ

小官之ニ謝意ヲ表シ事務折衝ニ移レリ 此ノ時印刷物ヲ手交セラルヲ以テ之ヲ通訳ニ渡シ翻訳セシム

(ロ)昼食時右文書ヲ閱スルニ「ロイストン」中佐ノ紹介状ニシテ左ノ一項アリ

二、北部琉球ノ全日本国民ヲ早く順調ニ本国ヘ帰ヘス目的ヲ以テ云々

予ハ其ノ全文ヲ写シテ保存ヲ準備シ業務ニ就テハ午後モ之ニ触ルルコトナク交渉ヲ続行シ其ノ間奄美群島ノ特性ヲ詳細ニ説明シ彼モ亦ヨク理解セルガ如シ

(ハ)夕刻トナリ「ロイストン」中佐等駆逐艦ニ帰ル為棧橋ニ到リタルトキ小官ハ今朝受領セル文書ヲ取り出シ

高田「本日予ハ貴官ノ言ニ依リ業務ヲ執行セリ 本文書ヲ閱スルニ「ノーザン・リユウキユウ」ノ語アリ(此ノ時「ロイストン」中佐微笑シ随行ノ中尉二名モ同時ニ微笑ス 彼等ハ「北部琉球」ニ就テ小官ノ反対ヲ予期シアリタルナラント感ズ) 当地ガ北部琉球ニ非ザルコトハ貴官十分諒解セラレタリト信ズ 予ハ貴官ノ言ニ依リ貴官ガ沖縄基地司令官ノ代表ナルコトヲ確認ス 本書ハ有害ナルヲ以テ之ヲ返ス」ト言ヒテ文書ヲ渡シタルニ「ロイストン」中佐ハ一語ナク之ヲ受取り「ポケット」ニ納メタリ返シタル文書ノ原文及訳文左ノ如シ

APO 331

383.6 (TDGGG)

2 November 1945

Subject: Letter of Credentials.

To: Rear Admiral Kato Tadao

Senior Japanese Commander Navy Forces Amami
Gunto

Maj. Gen. Takada Toshisada

Senior Japanese Army Commander Amami Gunto

1. The bearer Charlie A. Rayston Lieutenant Colonel,
Quartermaster Corps, is hereby named as my
personnel representative.

2. In this capacity he will perform liaison missions with
the Senior Japanese Army and Navy Commanders in
the Amami Gunto for the purpose of effecting a prompt
and smooth repatriation of all Japanese nationals in the
Northern Rukyus.

3. Colonel Royston is authorized to issue such orders
as he deems necessary to the accomplishment of his
mission.

4. Complete cooperation by all concerned is enjoined.

L. A. Lawson

Brigadier General, U. S. Army

Commanding

沖司第三三二一号

一九四五年十一月二日

沖縄基地司令部指揮官事務室

紹介状

宛 奄美群島日本海軍最高指揮官 海軍少将 加藤唯雄

名 " 陸軍最高指揮官 陸軍少将 高田利貞

一、此ノ手紙ヲ持参セル者ハ給養部隊ノ「チャリー・A・ロ
オイストン」中佐デ自分ノ直接代表者ト任命セル者ナリ

二、北琉球^(キヤ)ノ全日本国民ヲ早く順調ニ本国ヘ帰ス目的デ、奄
美群島ノ日本陸海軍指揮官ト連絡ヲ行フ

三、「ロオイストン」中佐ニハ其ノ目的ヲ果ス為ニ如何ナル
命令ヲ発シヨウトモ命令権ヲ課シテ居ル

四、此レニ関係シタ者ハ完全ナル協力ヲ命ズ

米陸軍指揮官 L・A・ローソン少将

(二) 其ノ後米艦船大島海峡ニ碇泊中在古仁屋ノ中溝高級部員ニ対シ

「ロイストン」中佐ヨリ左ノ要求アリ

「管外ヨリ来住セル内地人ヲ速カニ本土ニ帰還セシムベシ」

高級部員ハ直チニ之ヲ電報報告セリ

本電報受領後間モナク「ロイストン」中佐徳之島ニ来レリ 依

テ本処置ノ目的ヲ問フ

「ロイストン」「分ラヌ」

高田「分ラヌコトヲ何故指令スルノカ」

「ロイストン」「司令官ヨリノ要求ナリ」

高田「何ト言ツテ来タ」

「ロイストン」中佐受領セル電文ヲ示ス

之ヲ見ルニ all Japanese ヲ云々トアリ

高田「all Japanese ヲ引拳ゲタラ後ハ無人島ニナルゾ」

「ロイストン」「自分ハ分ツテキル」

高田「ソレデモヨイノカ」

「ロイストン」「一度照会スルカラ実行ハ暫ク待テ」

高田「次ノ指令ヲ受クル迄ハ本指令ヲ受ケナカツタモノトシテ

何モセズニ置クガヨロシイカ」

「ロイストン」「ヨロシイ」

(ホ) 本交渉後大島支庁長ヨリ同様ノ意味ヲ各離島ニ伝ヘラレ度シ

トノ依頼電アリ(当時各島ノ連絡ハ軍ノ無線ニ依リ維持シアリ

タリ)依テ前項交渉ノ結果ヲ通報シ各離島ヘノ通知ハ之ヲ為サ

ザル旨返電ス之ニ関シテハ其ノ後何等ノ指令ナシ

従ツテ何等ノ処置ヲ為サズ

註、最近ノ情報ニ依レバ大島支庁並ニ之ヲ伝ヘ聞キタル九州

本土ヨリノ来住者ハ今尚不安ノ模様ナリシニ付小官ヨリ好

便ニ托シ右ノ真相ヲ伝言セリ

(ヘ) 復員輸送完了時小官ハ古仁屋ニアリシガ米軍ヨリ「復員完了

書ニ署名ノ為日本海軍司令部ニ来レ」トノ指令アリ

直チニ瀬相ニ到ル、小官到着セル時海軍ハ既ニ署名ヲ終リアリ

(ト) 海軍参謀及陸軍通訳「復員完了セル証明書ナリ」トイフ

小官ハ直チニ五枚ニ署名シ念ノ為一読ス

「北部琉球ノ日本軍ハ現地出身者ノ現地復員ヲ除キ全部完了セリ」ト記サレアリ

高田「今ニナツテ北部琉球ノ復員完了ニ署名サセルトハ何タルコトカ」

「ロイストン」「司令部カラ此文句ヲ言ツテ来タノダ」

高田「之デハ駄目ダ」ト言ヒツツ今ノ署名ヲ五枚トモ抹殺ス

「ロイストン」「何ト書ケバヨイカ」

高田「奄美群島」

「ロイストン」中佐日本海軍指揮官ニ向ヒ「海軍モ訂正ヲ要スルヤ」

ルヤ」

海軍指揮官「訂正スル方ガヨロシイ」

「ロイストン」「奄美群島ニテ可ナリヤ」

海軍指揮官「奄美群島及「トカラ」群島トナスヲ要ス」

米側「トカラ」群島ノ北部ハ北緯三十度以北トナル」

米軍政監部ノ「ジャツクソン」少佐「大島郡ニテハ如何」

高田「ヨロシイ」

「ロイストン」「海軍ハ如何」

海軍指揮官「ヨロシイ」

「ロイストン」「然ラバ訂正印刷シテ来ルカラ署名サレ度」

陸海軍指揮官「承知」⁽¹⁹⁾

「ロイストン」中佐一行ハ一応米駆逐艦ニ帰り我等ハ復員輸送船羽節丸⁽²⁰⁾ニ乗ル

艦テ「ロイストン」中佐一行訂正セル印刷物ヲ持ち来リタルニ依リ之ニ署名シ我等ハ帰還ノ途ニ就ケリ

3 官民ノ努力

官民亦軍ト一体トナリ米軍ニ対シ正シキ認識ヲ与フルコトニ努力セリ

特ニ大島支庁ヨリ米軍ニ提出スル書類ニハ全部特ニ鹿児島県ト頭書シ「鹿児島県大島支庁長」或ハ「鹿児島大島郡」ト記シアリ

第三、奄美群島ニ於ケル米軍ノ宣撫並ニ取締リ状況

一、概説

当初相当ニ力ヲ入レタルモ現在大ナラズ

二、宣撫ノ概要

1. 兵器接收時各方面ヲ視察スルト共ニ示威的行軍ヲ実施セリ
2. 食糧品、衣糧品⁽²¹⁾等ヲ官民ニ交付セリ
3. 引上軍需品、家屋等ヲ官民ニ交付セリ
4. 十一月頃六週間米軍徳之島ニ進駐ノ情報アリシモ未ダニ奄美群島ノ何レノ島ニモ米軍ノ進駐ナシ
5. 之ト時ヲ同ジウシテ徳之島飛行場ノ大修理ヲ指令シ来レリ、官

民延ベ二万人余ヲ以テ修理ヲ完了セシガ当初ノ指令ニテハ表面ヲ珊瑚礁ニテ固ムル様要求アリ之ガ為必要ナル「ダイナマイト」ヲ請求セシ処其ノ翌日飛行機ニテ送付シ来レルモ其後「ローラー」ヲ要求セル際ハ「ソレ程良好ナラシメズトモ可ナリ」ト述べ遂ニ貸与セズ

(米軍ノ徳之島飛行場使用見込ノ一端ヲ察知スル参考トモナルベシ)

6. 右飛行場修理ニ従事セシ官民ハ当初料金支払ノ予定ナリシガ如キモ十二月ニ入り他ノ島民ニハ唯贈与セシ食糧及医療品等ヲ徳之島ニテハ之ヲ飛行場補修ノ代償トシテ交付セリ(其ノ後更ニ処置セシヤ否ヤハ不明)

7. 奄美守備隊ノ復員ニ方リ奄美大島徳之島陸軍病院ハ之ヲ残置シ伝染病ノ撲滅ニ従事セシムル予定ナリシモ十二月中旬ニ至リ他部隊ト同時ニ復員セシムル旨指令アリタリ(進駐ト関連アルモノト認ム)

三、船舶航行ノ取締リ

終戦後暫クハ百屯以下ノ小船ト雖モ北緯三十度ノ通過ヲ禁ジ居リシガ十月奄美群島南端(沖繩トノ県界)迄差支ナキ指令アリ

続イテ百五十屯級船モ同様ニ許可セラレ現在ハ六百屯級ノ船舶モ与論島(奄美群島南端)迄許可セラレアリ

渡航者ノ届出モ当初極メテ厳ナリシガ現在一般人ノ航行ニハ特別ノ手続ヲ要セズ

四、選挙除外問題

1. 当初北緯三十度以南八百屯以下ノ船舶航行スラ許可ヲ要シ選挙ノ如キハ問題トナラザリキ

2. 沖縄県ノ選挙ハ勅令ニヨルコトナリタルモ鹿児島県ハ此ノ事ナカリシヲ以テ鹿児島県庁ヨリ選挙準備ノ命令アリ選挙用紙等モ分配セラレタリ

3. 米軍ハ北緯三十度以南ヲ外地扱トナシアル關係上奄美群島ノ選挙ヲ欲セス之ガ対策トシテ選挙用紙類ヲ北緯三十度以南ニ輸送スルコトヲ禁ジ間接ニ選挙ヨリ除外セントセリ
然レドモ用紙類ハ此指令前ニ輸送セラレアリタリ

4. 二月初ノ連合軍総司令部指令⁽²¹⁾ニ依リ奄美群島ハ選挙ヨリ除外セラルルニ至レリ

第四、其ノ他

一、米国ハ何故ニ奄美群島ヲ外地トセシヤノ一考察

米国ガ奄美群島ヲ欲スルコト久シク嘗テハ「カトリック」教ヲ以テ奄美大島ヲ風靡セルコトアリ⁽²²⁾

今ヤ大島海峡等ノ価値昔日ニ比スベクモアラザルモ今尚情勢^(マヤ)ニ依リ欲シ居ルガ如シ又米国ノ地図ハ奄美群島ヲ北部琉球トナシアリ且米海軍担任区ヲ外地ト見ナシ居ル為ナラン

二、右ニ対スル吾人ノ態度ヲ如何ニスベキヤ

現在ニ於ケル諸般ノ処理ハ北緯三十度以南ヲ外地ト見ナサザルヲ得ザルベシ然レドモ帰属問題ニ関シテハ一日一刻ヲ忽ニセズ着々善処

スルヲ極メテ必要ト認ム

附図⁽²³⁾ハ北緯三十度ヲ界トスル米軍政ノ区域及系統ヲ示スモノナリ
帰属ノ決定ニ就テハ之ニ提ハレザルコト必要ナリ 之ニ就テハ米軍モ屢々声明シアリ

三、奄美群島ニ関スル吾人ノ先入感^(マヤ)ヲ除去スルヲ要ス

日本官民中ニハ「米国ガ奄美大島ヲ欲スルヤ久シ今ニ及ンデ手離スモノカ」ト考ヘアル者ナキニシモアラザルガ如シ 是レ時勢ノ進運特ニ飛行機ノ発達等ヲ知ラザルノミナラス 米軍ハ正シキヲ知レバ翻然トシテ之ヲ改ムルノ雅量ヲ有スルヲ知ラザルモノナリ

斯クノ如キ消極的思想ヲ以テ戦後処理ニ任ゼンカ皇國ハ他力ヲ待タズ自ラ真ニ四等国ニ没落センノミ 身ヲ以テ國ニ殉ズルノ覚悟ヲ新ニシ正義貫徹ニ邁進スルヲ要ス

四、米軍ノ一挙一動ニ神經過敏ニナル勿レ

(小官ノ失敗セシ一例)

復員当初軍ヨリ左ノ指令ニ接ス

「喜界島ノ部隊ヲ速カニ復員セシムベシ、輸送船ハ当方ニテ準備シ喜界島ニ到ラシムルヲ以テ速カニ乗船準備ヲ完了スベシ」

小官ハ是レ徳之島飛行場ニ代フルニ喜界島飛行場ヲ以テスルナラント判断セリ

然ルニ其ノ後池田大島支庁長ヨリ

「米軍政監部「ジャックソン」少佐支庁ニ来リタルトキ食糧ノ困難及喜界島最モ甚ダシキ事情ヲ話セリ」ト聞キ喜界島急速復員ノ原因

判明セリ

五、捕虜ヨリ感謝ノ手紙ヲ受ケ

1. 徳之島ニ捕虜三名(飛行機搭乗員)アリシガ其ノ一名(下士官)ハ收容後間モナク病死セシモ少佐少尉ノ二名ハ終戦後無事帰還セリ 出発ニ方リ少佐ハ小官ニ感謝ノ手紙ヲ残シ少尉ハ我が通訳ニ親シミヲ表ハス書面ヲ渡セリ(小官宛札状ハ復員前焼却セシヲ遺憾トス 要旨左ノ如シ)

健康ヲ保持シテ無事帰還スルヲ得感謝ニ堪ヘズ「マツカード」少尉等疲労シアリシ時並ニ其後与ヘラレタル二個ノ「ミルク」缶及今回ノ二個ノ蜜柑缶ハ物資乏シキ中ヨリノ贈物ニテ感謝ニ堪ヘズ貴官ニ面会セズ帰ルハ遺憾ナリ
今書信ヲ以テ感謝ノ意ヲ表ス

「コリンズ」少佐、「マツカード」少尉 署名

通訳ニ対スルモノ左ノ如シ(原文ハ保管ヲ外務省ニ委任ス)

註、原田通訳ハ米軍ニ対シ「フランク」ト名乗り居レリ

Hello Frank

We are leaving tomorrow so I will leave you my and Collins address.

G. W. Mcadoo, 430 West Sears St. Denison, Texas.

Frank Y. Collins, Box 202, Odessa, Texas

Write me and I will answer your letter. Thanks for everything.

Respectfully, Ensign G. W. Mcadoo⁽²⁴⁾

両捕虜ノ住所ヲ記シ文通ヲ乞ヒ万事ニ感謝セルモノナリ⁽²⁵⁾
2. 捕虜ヲ最初收容シタルトキ小官ハ

明治天皇御製

おのつから仇のこころも靡くまで 誠の道をふめや国民ヲ奉誦シ此ノ 大御心ヲ奉体セヨト指示セリ

中溝取扱委員長以下克ク此ノ方針ヲ実行セリ

健康ヲ保持云々ハ彼等ノ特質ニ応ジ体操学校卒業ノ「コリンズ」少佐ニハ畑仕事ヲ銃爆撃ヲ恐ルル「マツカード」少尉ニハ洞窟掘リヲ担任セシメ又起居、食物ニモ注意セシコトヲ意味スルナラン
3. 病死セルハ戦艦「インデニア」号乗組上等兵曹「ピーター・サーフアス」ナリ

「マツカード」少尉ト同時ニ收容セリ

当初割合ニ元気ナリシモ疲労回復遅キヲ以テ軍医ヲシテ細密診察セシメタル処胃潰瘍ノ疑アリ 依テ直チニ其ノ治療ヲナセリ 食塩水注射等ノ場合ハ「マツカード」少尉ヲ立会セシメ病篤キニ及ビ「マツカード」少尉ヲシテ遺言ヲ聞カシメ葬送ノ際亦「マツカード」少尉ヲ参列セシム 米軍徳之島ニ来リシ時其ノ墓ニ詣リ

予想激戦場避ケテ丁寧ニ葬リ墓標ヲ立テ花サヘ供ヘアリタルニ感謝セリ

六、終戦後米機徳之島飛行場ヲ銃爆撃ス

終戦後ノ九月十八日十一時過米国新戦闘機「ブラック・ウイドウ」徳之島飛行場ヲ銃爆撃セルコトアリ

当時第一回視察団「ガーフィールド」大佐以下徳之島飛行場附近ニ在リシヲ以テ同大佐ハ直チニ左ノ電報ヲ発セリ

「ガーフィールド」大佐ヨリノ電報

To Commanding General 10th Army Okinawa

Peter 38 over Tokuno strafed ammunition connecting points and airfields from 11.10 until 11.20 September 18

One heavy explosion. Pilot made 8 or 10 runs.

Unable to determine number of airplanes.

Will radio more detail later. Request traffic drastic action against pilot. Suggest love five come here and remain. So we can have radio contact with airplanes.

Signed Garfield

右訳文

P 38ハ九月十八日一一、一〇ヨリ一一、二〇ノ間徳之島ニ於テ弾薬集積連結地点及ビ飛行場ヲ銃撃セリ

「パイロット」ハ八乃至一〇回ノ旋回飛行ヲナセリ機数詳ナラズ詳細ハ後刻更ニ通信ス

「パイロット」ニ対シテ運輸ノ徹底的行動ヲ要求ス「ラブ五」ノ当地ニ来リ逗留スル様提案ス サスレバ吾等ハ飛行機ト無線連絡可能ナリ

ガーフィールド大佐 署名

註、P 38ハ誤ナリ「ブラック・ウイドウ」ニシテ之モ双胞双

発ノ戦闘機ナリ

我ガ方ハ「トラツク」一台及爆弾数発ヲ爆発セシメタルノ

ミニテ人員其ノ他全ク被害ナカリキ

翌十九日米軍参謀少将ヲ長トシ法務官ヲモ加ヘタル現場調査団徳之島ニ来リ小官以下ニモ色々質問セリ 此ノ際予ハ奄美群島陸軍最高指揮官ノ資格ヲ以テ次ノ一言ヲ附加セリ

「米軍ガ直チニ貴官(少将)以下ヲ派遣シテ実情ヲ調査シ且速カニ犯罪者ノ逮捕ニ努力スベキ旨言明セラレタル誠意ニ信頼シ予ハ本件ニ関シ将来特別ノ要求ヲ為サザルコトヲ言明ス」

蓋シ小官ハ米軍ニ対スル要求ノ重点ヲ奄美群島ノ帰属ニ置キ其ノ他ノ処理ハ寛大ニセリ

其ノ後沖縄ヨリ連絡アル毎ニ彼ヨリ進ンデ犯人未逮捕ノ通知ヲ為シ居リシガ十二月ニ入り「犯人ハ着陸時墜落死セルコト明カトナレリ」ト口頭通知セリ

七、米第十軍ノ解散

「ロイストン」中佐が沖縄基地司令官代表トシテ十一月七日徳之島ニ来リシコトハ「復員時ノ折衝」欄中ニ記述セリ

米第十軍ノ解散ハ兵器授受中ヨリ噂セラレタル処ナリ

小官上京後承知セシ処ニ依レバ「スチルウエル」大將ハ第十軍司令官在職中「予ハ斯カルコトニ興味ヲ有セズ」ト声明セルコトアリト第十軍ノ解散ガ何ガ故ニ斯ク早ク行ハレタルヤ知ル由ナキモ米軍ガ奄美群島ノ領有ヲ放棄セルカ或ハ「スチルウエル」大將ガ奄美群島領有ニ不同意ナリシカノ結果ニ非ザルカ愚見ノ儘ヲ記シテ参考ニ資ス

兎モ角モ第十軍解散ニ伴ヒ奄美群島ニ対スル米軍ノ動キノ極メテ弱化セルハ事実ナリ

八、沖縄基地司令官

沖縄基地司令官「ローソン」少将ハ師団長ト称シアリ 然レドモ「ローソン」ハ小官等調印ノ為沖縄ニ到リシトキハ大佐⁽²⁾ニテ我等トノ直接交渉ニ任ジ居リタリ 之ヲ以テ沖縄基地部隊ノ実力ヲ察知シ得ベシ

尚右基地部隊ハ陸軍ナルモ在比律賓海軍指揮官ノ指揮下ニ在リ又従来空軍ヲ有セシモ空軍ハ近頃在布哇ノ空軍指揮官ニ直屬セリ

九、我が部下将校五十三名沖縄ニ招致セラレアリ

招致ノ目的判然タラザルモ戦争犯罪嫌疑者ニ非ザルベキヲ信ズ果シテ然ラバ何カ

奄美群島ヲアラユル角度ヨリ研究スル為ニ非ザルカ

若シ然リトセバ奄美群島ノ真相益々明カトナリ吾人ノ熱望貫徹ヲ容易ナラシムル結果トナラン

十、米軍ノ在奄美群島 沖縄人ニ対スル取扱ノ一端

在奄美群島ノ沖縄人ヲ郷土ニ帰サントシテ十二月初古仁屋ニ集結セリ 然ルニ間モナク之ヲ中止スルト共ニ暫ク従来ノ生業ニ復帰セシメラレ度シトノ指令アリタリ

其ノ理由ハ現在沖縄ニ残留シアル者ノ戦災回復容易ナラザルヲ以テ先ヅ残留者ノ生活ヲ安定セシメンガ為ナリト説明アリタリ

第五、結論

国境ヲ適正ナラシムルハ世界平和ノ為絶対必要ナル条件ナリ

奄美群島ヲ日本本土タラシムルハ勿論之ヲ信託統治ヨリ除外スルコト亦平和ノ礎ヲ固クスル為ニ必要ナリ

殊ニ大島海峡ノ価値昔日ニ比スベクモ非ザル今日米国ハ宜シク之ヲ九州ノ一部トシテ純然タル内地ト認メ米国ノ正義ヲ具現スベキナリ

是レ単ニ皇国領土保全ノ為ノミニ非ズ実ニ平和ノ礎ヲ固クシ米国ヲシテ正義ヲ世界ニ布カシムルモノニシテ米国ニ対シテモ真ノ親切ヲ尽ス所以ナリト確信ス

機会ハ逸シ易シ宜シク官民一致速カニ此ノ熱望ヲ米国官民ニ訴ヘ米國与論ノ支持ヲ得尚連合各国ノ正シキ理解ヲモ得奄美群島ノ確保セラレムコトヲ祈念シテ已マズ

特ニ奄美群島ハ戦争中軍官民協力一致シテ防衛ニ任ジ米軍ニ一步ヲ踏

マシメズ尚捕虜ノ取扱ハ適正ニシテ捕虜帰還ノ際感謝ノ手紙ヲ残セシ
コトヲモ充分考慮セラレ度

附録 当事者ノ参考ノ為蛇足ヲ添フ

附録第一、奄美群島ノ将来性

一、概説

軍事的事項ハ論セズ 其ノ他一般ニ就テ概説スレバ砂糖ノ産地トシ
テ種子島ト共ニ台湾ノ後ヲ継グ立場ニ在リ又食糧増産及住民増加ノ
余力ヲ有ス

二、経済事項

1. 砂糖ハ現在年産約九千挺ナルモ対策ヲ講ズレバ更ニ増産容易ナ
リ然レドモ甘蔗ハ植付ケヨリ製糖迄約一年半ヲ要ス
2. 米ハ二毛作ニシテ目下年産八万石ヲ目標トシアルモ肥料ノ豊富
ナル使用等ニ依リ更ニ増産シ得ベシ
3. 甘蔗ハ現在年十萬貫ヲ目標トナシアリ
方法宜シキヲ得レバ更ニ増産容易ナルモ甘蔗ニ重点ヲ置クトキハ
減少スルナラン
4. 蘇鉄ハ実及幹ヨリ澱粉ヲ製シ主食ノ代用タラシメ又味噌、焼酎
等ノ原料トナシアリ
5. 牛ハ沖永良部島ニ多産ス
6. 馬ハ喜界島ニ良馬ヲ多産ス
7. 沖永良部島ハ米国向ケ百合ノ根ノ産地ナリ

8. 大島紬ノ産地ナリ

三、住民増加力

現在人口約十七万ニシテ復員軍人帰郷後約十九万トナル
過去ノ記録二十四万ナルヲ以テ将来ノ増加力ハ特別ノ処置ヲ講ズル
コトナキモ約五万ハ容易ニシテ整理スレバ十萬ハ困難ナラズト認ム

附録第二、現地ノ米軍ハ奄美群島ヲ如何ニ認識シアリヤ

一、現地米軍ハ奄美群島ガ沖縄県ト全ク別ニシテ鹿児島県ナリ九州ナ
リ内地ナルコトヲ研究理解シアリ

彼等ハ米国製ノ地図ニ依リ奄美群島ハ琉球ノ一部(北部琉球)ナリ
ト信ジアリシモ現地ニ来レル者ハ自ラモ深く研究シ正シキ理解ヲ有
スルニ至レリ

二、現地米軍ノ理解セリト認ムル具体的事項

1. 県会議員六名ヲ出シ鹿児島県ノ郡トシテハ最多数ノ議員ヲ出シ
アリ
2. 総テノ指令ハ鹿児島県知事ヨリ発セラレアリ
3. 民族的ニ相違シアリ
奄美群島ノ幼児ノ臀部ニハ黒キ斑点ヲ有スルモ沖縄ニハ此ノ斑点
ヲ有スル者少シ
4. 沖縄トノ距離近キモ両地人間ノ結婚ハ容易ニ行ハレズ
5. 奄美群島ノ墓ハ日本本土同様ナルモ、沖縄ノモノハ全ク異レル
塚ナリ

6. 言語モ奄美群島ハ大和言葉ニシテ沖縄ハ琉球語ナルコトヲ直チニ理解セシナラン

7. 奄美群島ハ何時頃ヨリ日本領土ナリシヤト質問アリシニ対シ「有史以前ナリ、天照皇大神ノ御子「アマミツコ」統治セラレシニ依リ奄美群島ノ名生ジタリ」トノ神話アル旨説明セルコトアリ

8. 種子島北端ノ西方二点在スル竹ノ島、硫黄島、黒島等ノ人口等ガ熊毛支庁ニテハ判明セザリシガ比律賓ヲ經由シテ大島支庁ニ照会シ直チニ判明セルコトニ依リ大島郡ハ種子島北端ト同緯度マデ延長シアルコトヲ承知セリ

附録第三、米軍ハ奄美群島ノ価値ヲ如何ニ判断シアリヤ

米軍ヨリ聴取セルコトナキモ客観的ニ判断セル所左ノ如シ

一、米軍ハ大島海峡及徳之島飛行場ニ価値ヲ認メアルナラン

二、大島海峡ニ就テ米海軍ハ従来大島海峡ヲ絶対必要トセシ觀念今尚残リアルガ如シ

然レドモ飛行機ノ発達セル今日艦隊泊地トシテノ価値減少セルハ察スルニ難カラズ

又沖縄作戦ニ於テ米艦隊ノ泊地ガ中城湾、金武湾、名護湾、嘉手納沖、糸満沖、慶良間列島等ニ及ビシヲ思フ時大島海峡ノ面積ハ余リニ小ナリ

尚昭和二十年十月八日第二回ノ颱風時偶々碇泊中ナリシ米駆逐艦及「LST」衝突損傷セシコトアリ 颱風時ノ避難港トシテモ従来

ノ信頼ヲ減少セシナラン

三、徳之島飛行場ニ就テ

徳之島飛行場ハ大島海峡ニ最モ近キ飛行場トシテ米軍時々使用シアリ

素質ハ良好ナラズ面積大ナラザルモ他ノ地点ニ一、三ノ飛行場ヲ増設スルヲ得ベク中継飛行場、不時着場トシテハ相当ノ価値ヲ有スベシ

喜界島ニモ飛行場アルモ全般位置適當ナラズ目下殆ンド使用セラレズ

四、颱風ニ就テ

前述艦船衝突ノ外米軍視察団「ガーフィールド」大佐以下昭和二十年九月十六、七日ノ第一回颱風ヲ徳之島ニテ体験シ相当ノ死傷者及ビ多数ノ破壊家屋等ヲ出セルコトヲ承知シアリ 余リ好マシキ土地ニアラズト感ジタルガ如シ

五、其他

飯匙蛇、癩病及ビ「フィラリヤ」病多キコト
赤痢、「チブス」等年中散発シアルコト等ヲモ承知シアリ

注

(1) 本稿解題(注2) 参照。

(2) 原本は二段組で「目次」の下欄に要旨が記載されているが、本文と重複し煩雑でもあり省略した。

- (3) 目次欄には欠落しているが、本文から補った。
- (4) 八月二十八日。『名瀬市誌』(八〇頁)、コンペル・ラドミール「太平洋戦争における「終戦」の過程―沖縄統治の形態と範八開をめぐる軍事と行政の相克―」(『横浜国際経済法學』18-3:1010年三月、九二頁)。
- (5) 高田利貞『運命の島 奄美と沖縄』(奄美社、一九六五年八月) 八六―八七頁。に指令掲載。

28 August 1945

SUBJECT: Establishment of Radio Communication.
TO : Senior Japanese Commander, TOKUNO-SHIMA.

1. Acting under the authority conferred on me by Supreme Allied Commander, I direct that you establish radio communication with me without delay in English clear text, on one of the following frequencies, using maximum power: 3310 kilocycles, 7665 kilocycles, 5090 kilocycles, 6018 kilocycles, 3686 kilocycles, and 3394 kilocycles.

2. The TENTH Army call sign is 9PY. You will use the call sign H9N.

3. For your information, certain other Japanese commanders in the RYUKYUS Area are being required to establish radio communication, with the same choice of frequencies, and with call signs as follows: AMAMI-O-SHIMA, Q5L; MIYAKO SHIMA, 22P; KIKAIKA SHIMA, 617; ISHIGAKI JIMA, E7L; IRIOMOTE JIMA, E3U

JOSEPH W. STILWELL
General, U.S. Army
Commanding

MESSAGE NUMBER 1.

- (6) 高田利貞『運命の島々 奄美と沖縄』八五頁には「調印」と記されている。
- (7) 奄美群島日本海軍司令官加藤唯雄少将。海軍防備隊司令部は大島郡瀬戸内町瀬相に置かれていた。
- (8) 本稿解題(注8)参照。
- (9) 中溝猛中佐。中溝は奄美群島守備の高田貞利部隊で唯一の陣中日記風の手記「独立混成第六四旅団高級部員中佐中溝猛氏日誌」(一九四五年三月六日―八月十二日)(防衛省防衛研究所戦史研究センター所蔵)を残している。
- (10) 「諸指令」とは、この指令の二日後の九月七日に降伏文書調印が沖縄の第十軍司令部で実施されていることから類推すると、降伏文書調印式への来島指令、武装解除と兵器授受についての指令と考えられる。
- (11) 原田秋義兵長。山口県大島郡出身。米国から帰郷中開戦となり、補充兵として召集されたカリフォルニア州サクラメント生まれの日系米人二世。クリスチャンネームはフランク。高田は原田を、よき補佐官として適切に通訳し「奄美における四ヶ月間の米軍との交渉は全部原田通訳であったが、よき通訳故に任務達成を容易ならしめたことは甚大であった。」と称賛している。『運命の島々』一〇一―一〇二頁)また、米軍捕虜二名も帰還に際して原田宛に感謝メモを残している。

- (12) 高田は、交渉が行き詰まったとき米軍から訂正電報が届いたのは偶然ではなく、米軍が逐一交渉状況を把握していたからだたと振り返っている。『運命の島々』九九一〇〇頁)
- (13) 以下電文未着。文中アンダーライン箇所は、手書き原文(注15)と異同が見られる箇所。
- (14) 指令にある「早朝」ではなく修正指令(注15)によれば午後二時半頃に到着したようである。
- (15) 手書き原文は、九月二十二日付で、修正前の指令とは何箇所かで異同がある。次掲アンダーライン部分。「~~of Northern Ryukyus~~」は原文のまま。

22 September 1945

From Commanding General

Tenth United States Army

To Senior Commander

Japanese Army Amami Gunto

This is my message number 38

A task group of tenth army under command of Colonel

Edwards will arrive by ship off Tokunoshima approximately 1430

22 September, for landing at Hedono.

Colonel Edwards is authorized to issue orders in my name and will give further instructions on arrival.

Primary mission is receipt and disposition of arms in Amami

Gunto and Tokara Gunto.

You will furnish competent staff officer acquainted with all Army installations to accompany Colonel Edwards throughout islands of ~~Northern Ryukyus~~ north of Okinawa to 30° north latitude.

For General Stilwell

E. B. Edward

Col. F. A.

Commanding Tenth Army Det #1

- (16) 中溝猛中佐(『運命の島々』一〇五頁)。
- (17) 鹿児島県大島支庁は一九四六年三月十六日、南西諸島米国海軍政府の監督下の大島支庁となり、十月、臨時北部南西諸島庁に改称、一九五〇年八月、奄美群島政府に改変、一九五二年四月、琉球政府設立に伴い奄美地方庁設立され、一九五三年十二月奄美群島本土復帰により、大島支庁が再設立された。
- (18) スティルウェル司令官の後任、陸軍准将 Laurence Augustus Lawson (一九四五年十月—十二月九日)。
- (19) 「大島郡にはトカラ列島もふくまれている。従って北緯三十度に及ぶのであるが、この場合、問題にせずにはすませた。」(『運命の島々』一一四頁)
- (20) 奄美守備隊最後の復員輸送船(『運命の島々』一一四頁)
- (21) 一九四六年二月二日「二・二宣言」本稿解題(注15) 参照。
- (22) 「カトリック教が奄美大島に渡来したのは明治二十四年(一八九一年)で

信者も多かったが、昭和九年(一九三四年)教会堂を閉鎖した。その原因は宣教師が海峡を偵察したからだと聞いている、こんなことが問題になる位に、往年の大島海峡の軍事的価値は大きかった。」「(運命の島々』
一一九頁)

(23) 手記には欠落。

(24) 手記には『Y.W.Mcadoo及びBoy』と記載されているが、原文(外務省記録A、61.1.3-1「南西諸島帰属問題 奄美群島第一巻」)により、『G.W.Mcadoo及びBoy』に訂正した。

(25) この一行は手書きで補記されている。

(26) 手記の中で唯一沖縄での降伏文書調印に言及している箇所。

(27) 一九四五年台風二〇号で阿久根台風と言われる。

(28) 一九四五年台風一六号で枕崎台風と言われる。室戸台風、伊勢湾台風と並ぶ昭和の三大台風の一つ。

(29) ハブ。奄美沖縄諸島に分布する毒蛇。

『日本外交文書』編纂委員)